

霧島市告示第295号

平成30年12月27日

霧島市建設工事等に係る設計書の情報提供に関する要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

霧島市建設工事等に係る設計書の情報提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が入札に付して発注した建設工事等（建設工事並びに建設工事に係る設計業務、調査業務及び測量業務をいう。以下同じ。）に係る設計書（以下「設計書」という。）に関する情報を、必要な手続きを経て申請者に提供すること（以下「情報提供」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 過年度の設計書 第4条に規定する申請が行われた日時点において、単価適用日を過年度とする金額が記載されている設計書をいう。
- (2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。

(情報提供の対象)

第3条 情報提供の対象は、設計書のうち、既に完了した建設工事等に係る過年度の設計書（当初契約に関するものに限る。）で、かつ、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第5条各号のいずれかに該当する情報が含まれていないものとする。

(情報提供の申請)

第4条 情報提供を申請する者(以下「申請者」という。)は、設計書情報提供申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(情報提供の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、当該受付日から起算して45日以内に、申請者に対し、設計書情報提供決定通知書(第2号様式)により情報提供の可否を通知しなければならない。

(情報提供の方法等)

第6条 市長は、前条により情報提供決定を行った者に対し、情報提供を実施する。この場合において、情報提供は、設計書の写し又は当該設計書の電磁的記録を光ディスクに複写したものを交付する方法により行うものとする。

(情報提供の費用)

第7条 市長は、前条の規定により情報提供を行うときは、霧島市情報公開事務取扱規程(平成28年霧島市訓令第7号)第13条第8項第3号の例による額を情報提供に必要な費用として申請者から徴収するものとする。この場合において、電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付に係る費用は、光ディスク1枚当たり100円とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年12月27日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

霧島市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

設計書情報提供申請書

次のとおり、設計書の情報提供を申請します。

項 目	番号	入札年度	工事等名称
設 計 書			
情報提供の方法	<input type="checkbox"/> 郵送により写しを提供 <input type="checkbox"/> 窓口において写しを提供 <input type="checkbox"/> 郵送により光ディスクで提供 <input type="checkbox"/> 窓口において光ディスクで提供		

※設計書の記載欄が不足する場合は、別紙を使用してください。

※情報提供の方法は、該当する□を黒塗り又はレ印を付けてください。

※情報提供は、用紙又は光ディスクのいずれか一方のみとします。

※本情報提供は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象とはならないため、審査請求はできません。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

様

霧島市長



設計書情報提供決定通知書

年 月 日付けで申請があった設計書の情報提供については、次のとおり決定しましたので、通知します。

番号	工事等名称	提供の可否	印刷等費用		
			(枚数)	(単価)	(費用)
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
		可・否	枚×	円＝	円
A	印刷等費用 (合計)				円
	光ディスクに上記設計書に係る電磁的記録を複写する場合		枚×	100円＝	円
			交付費用 (A)		円
			郵送費用 (B)		円
			合計 (A) + (B)		円